

事前協議添付図書チェックリスト

☐ 都市計画法第32条協議

☐ 条例7条1項事前協議

受付時に正、副(申請者用)の計2部提出

申請者名			申請地
市	申請者	添付書類	摘 要
		都市計画法第32条協議申請書	2部とも朱肉で捺印のこと (開発者は実印)
		開発行為等に係る公共・公益施設に関する事前協議申出書	2部とも朱肉で捺印のこと (開発者は実印)
		開発行為等に係る適用法令等判定書	正に原本、副にコピーを添付
		委任状	受任者の住所、氏名(注1)、電話番号を記入 正に原本(開発者は実印)
		開発区域に含まれる地域の名称一覧表	実測面積と開発面積を合わせる
		申請者の印鑑証明書	受付日より3ヶ月以内のもの 正に原本
		申請者の代表者事項証明書	受付日より3ヶ月以内のもの 正に原本
		設計説明書	設計説明書を添付
		公共施設一覧表	新設、既設を分けて記入のこと
		土地登記事項証明書	3ヶ月以内のもの 正に原本、副にコピー
		地籍図	里道-赤、水路-青、区域-黄色に着色 転写した日付、場所(法務局名)、氏名、印を記入
		権利者の同意書 (実印)	土地一筆毎に捺印必要、略記しないこと 副に原本 (条例協議のみで道路の帰属・寄附がない場合は) (根) 抵当権者の同意の添付は不要です 受付日より1年以内に同意したものに限る
		権利者の印鑑証明書	同意日より1ヶ月以内のもの 副に原本
		権利者の代表者事項証明書	同意日より1ヶ月以内のもの 副に原本
		水利権利者の同意書	農業土木課で要・不要等を確認のこと
		その他の同意書等 (土地登記事項証明書添付)	私道との道路接続等 私設管、私設水路等への接続、排水、掘削等の計画のある場合 (注2) 副に原本
		境界確定通知書(官民)	市道(注3)、府道(注3)、国道(注3)、里道(注4)、水路(注4)、その他(公園、河川、行政界等)
		都市計画施設明示指令書	都市計画街路、都市計画公園を含む場合
		仮換地証明書、底地番証明書	区画整理事業中のとき
		車両運行計画及び計画図	工事車両の流れを矢印で記入
		公有土地水面使用許可等	河川、水路等を占用している場合
		開発行為等に係る計画書	開発行為等に係る適用法令等要否判定依頼書の表紙、正に写しを添付 市街化調整区域の場合、宅地安全課別紙意見の写しを正に添付、副に原本

添 付 図 面

市	申請者	図 面 の 名 称	縮 尺	摘 要
		開発区域の位置図	1/2500	方位 開発区域を着色
		現況平面図	1/500以上	地番、地番界、開発区域界、方位、区域(朱線で囲む)及び区画辺長寸法、水路及び里道の形態・幅員、既設擁壁、既設建築物、区域内外の道路、道路名(市道〇〇号線等)及び幅員、隣接用途
		現況断面図	1/500以上	2面以上、高低差・隣地地盤面も記入 平面図に断面位置記入
		土地利用計画図	1/500以上	方位、建築物用途・規模・構造、区域(朱線で囲む)及び区画辺長寸法、区域内外の道路、道路名、道路幅員、水路及び里道の形態・幅員、隣接用途、建築物は外枠のみを表現
		造成計画平面図	1/500以上	切土-黄色、盛土-赤、 現況地盤高(隣地も含む)、計画地盤高、 道路の中心線・交叉角・勾配・延長・幅員・測点等、 擁壁の位置
		造成計画断面図	1/500以上	
		擁壁構造図 (50cmを超える場合)	1/50以上	前後の地盤面記入、宅地造成工事技術資料参照 水抜き排水が隣地に流れる場合、隣地の土地登記事項証明書及び 同意書必要(注2) 条例指導基準9
		擁壁構造計算書 (1mを超える場合)		
		地質データ		※第三種地盤以外又は接地圧100KN/m ² 超で設計の場合必要
		求積図	1/500以上	全体、宅地、公共公益施設 少数第2位まで表示 (第3位以下切り捨て)
		給水計画図(平面)	1/500以上	消火栓、防火水槽の位置、管径 条例指導基準3
		排水計画平面図	1/500以上	管渠材料、形状、流水方向、人孔番号 公共施設一覧表と照合できるようにすること 放流先の管、水路等を明記 条例指導基準2
		排水計画縦断面図		
		排水施設構造図	1/50以上	汚水桝、雨水桝、取付管、人孔
		流末水路構造図	1/50以上	放流される下水管、水路、河川等の構造詳細図
		流域図	1/2500以上	
		流量計算書		条例指導基準2
		道路施設構造図 (断面詳細図)	1/50以上	側溝、歩道等、道路境界線を記入 条例指導基準1

添 付 図 面

市	申請者	図 面 の 名 称	縮 尺	摘 要
		緑化計画平面図 ※	1/500以上	計算式を記入 条例指導基準4
		駐車場計画平面図 ※	1/500以上	位置、台数を記入(事前に土木監理課と打ち合わせること) 条例指導基準11
		公園・広場等 整備計画図		公園・広場を設置の場合(事前に公園緑地整備課と打ち合わせること) 条例指導基準4
		防火水槽構造図		5,000㎡以上又は必要と認めた場合に設置 土地利用計画図にも位置を記入
		建物平面図	1/200以上	
		建物立面図	1/200以上	2面以上(高さ記入のこと)
		集会所詳細図	1/100以上	戸建・共同住宅65戸以上、単身者住宅130戸以上 面積表添付のこと 条例指導基準6
		道路計画縦断面図	1/500以上	新設道路のある場合 条例指導基準1
		道路計画横断面図	1/500以上	
		防災工事計画平面図	1/500以上	山の造成に伴う土留めの施工がある場合
		防災施設構造図	1/50以上	
		その他の関係各課の 必要書類、図面(ごみ 置場詳細図等)		

注1 受任者が氏名を自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

注2 同意者が氏名を自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

注3 ・条例事前協議のみで(32条協議不要)、道路後退・すみ切り整備(帰属・寄附)のない国・府・市道(国道26号線を除く)については、『国・府・市道道路状況について』に路政課の「道路整備済」の裏書きがある場合、道路明示指令書の添付が不要な場合があります。

『国・府・市道道路状況について』の用紙は宅地安全課で配付しています。

・官民境界明示指令書は原本照合をしますので受付時に原本をお持ちください。

注4 ・堺市管理の里道・水路に限っては、平成17年3月7日以降に登録された地積測量図を境界確定通知書に代える事ができます。

・2部共この順序でファイル

・※の図面はまとめて図示してください

・図面には凡例を付記してください。

・チェックリストは正本に添付してください。

・上記添付図面の他に 水理計算書・配管系統図 が必要となる場合があります。

